

編むことと束ねること
 ——遷陵縣における文書保管と行政實務（2）——
 靱山 明



圖4 謝家橋1號漢墓出土竹牘・竹簡

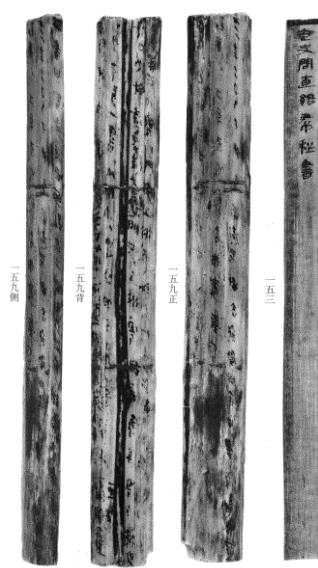


圖5 里耶秦簡 8-153, 8-159

里耶秦簡の表題は、どのような形で配置されていたのであろうか。周知の通り、居延漢簡の表題簡は、「廣地南部官釜磬月言及四時簿」冊書（128.1）や「勞邊使者過界中費」冊書（EJT21:2~10）に見られるように、冊書の最初一枚として本文の先頭に編綴されていた。このように表題の配置を直接的に示す事例は、里耶1號井出土の簡牘中に見当たらないが、いくつかの関連史料によるならば、二種類の方式があったと推測される。

最初に注目したいのは、8-159と編號された特異な形状の木牘である。簡面が荒れて文字が十分読み取れず、釋文に問題の残る史料であるが、「制書曰、舉事可爲恆程者上丞相、上洞庭絡裙程書」という書き出しの一文や、下文に見える【+索】・門淺・上行・零陵などの地名から、制書とその洞庭郡内での遞送経路が記されていることに疑いはない。留意すべきは、圖版から明白に看取されるように、木牘の正・側・背面にわたって上下二か所の編繩が遺存していることである（圖5左）。これは木牘が別の簡牘と編綴されていたことを意味する。そしてその候補となるのは、8-158、8-155、8-152、8-153の4枚であると思われる。紙幅の都合で各簡について詳述することはできないが、8-158の内容は「絡裙直書」を受領したとの酉陽縣への返信、8-155は遷陵守丞から少内への指示、8-152は指示を受け取ったとの少内からの返信、8-153は前稿で表題12として挙げた簡頭塗黒の簡である¹。いずれにも編繩の痕跡は見当たらないが、少なくともそのうち8-153の1枚は、表題として

¹ この一連の木牘については、于洪濤「試析里耶簡“御史問直絡裙程書”」、簡帛網 (<http://www.bsm.org.cn>) 2012年5月3日發布、を参照のこと。

8-159 と編綴されていた可能性が高いといえる（圖5右）。里耶秦簡には冊書を成していたと推定される木牘が散見するから、8-159のような形態の簡牘を編綴することに抵抗はなかったのであろう²。この推論に大過なければ、里耶秦簡の表題も居延漢簡の場合と同様、冊書の中の一枚として編綴されていたことになる。その位置は先頭もしくは末尾であろう。

関連して興味深い事例は、湖北省荊州市謝家橋1號漢墓の副葬簡牘である³。同墓の槨内東室から出土した計211枚の簡牘のうち、3枚は報告者が「竹牘」と呼ぶ幅廣の簡、208枚は通常の細い竹簡である。發掘簡報によれば、竹牘と竹簡は卷いたのち両端を括り、さらに全體を蒲草で包み、中央と両端の三か所を縛った状態で副葬されていたという。この副葬簡牘の特徴は、竹牘・竹簡とも上下二か所に編繩が固着している点にある（圖4）。全簡の圖版が公表されていないので確言することはできないが、211枚の簡牘は編綴されて一編ないし數編の冊書を構成していたのであろう。卷かれた状態で出土したという情報もこの推測を裏付ける。その場合、

■郎中五大夫昌母家屬當復毋有所與

と記された簡頭塗黒の竹牘が、全篇の表題として先頭または末尾に置かれていたに違いない⁴。謝家橋1號漢墓出土簡牘の編綴方式は、里耶秦簡の表題・本文關係の一端をうかがうに足る資料といえる。

ちなみに言えば、残る2枚の竹牘のうち、發掘簡報が「第1號竹牘」と呼ぶ1枚は、竹を四面に面取りして書寫面とした、高村武幸の分類で○三乙型に屬する簡牘であるが⁵、「昌家復、毋有所與、有詔（昌の家族が復徐を受け、徭賦の負擔を免除されることについては、詔が下されている）」という文言からみて、副葬簡牘全體の中心となる文書であろう。冒頭に「五年十一月癸卯朔庚午」と記される紀年は、呂后五年十一月二十八日（前184年12月26日）に比定されている。もう1枚の竹牘は「地下丞」に宛てた送達文書（送り状）の書式をもつが、書き手を「臧手」と表記するように、背景となる文書制度は里耶秦簡と同じ流れの中にある⁶。

その一方で、前稿で集成した里耶秦簡の表題類には、冊書の先頭に編綴されていたとは考え難い事例も見える。何よりも問題と思われるのは、文末に「束」字を有する例である。先述のように「束」とは「たば」を意味する語であるが、編綴された冊書を指すのであれ

² 最も確實な編綴の例は8-755～8-759の木牘である。この五枚が「編聯」することは『里耶秦簡〔壹〕』の釋文ですでに指摘されている。

³ 荊州博物館「湖北荊州謝家橋一號漢墓發掘簡報」、『文物』2009年第4期。楊開勇「謝家橋1號漢墓」、荊州博物館編著『荊州重要考古發現』、文物出版社、2009年。

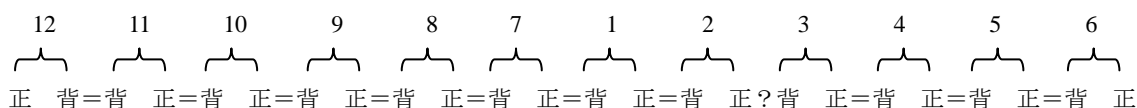
⁴ 劉國勝はこの1枚について、「そのはたらきは單に移住する人員名簿を登録（登報）するだけでなく、同時にまた移住する人員の徭賦負擔を免除する證明書類（證件）でもある」と述べている（「謝家橋一號漢墓《告地書》牘の初步考察」、簡帛網 <http://www.bsm.org.cn> 2009年4月11日發布）。しかしこの簡には「登報」「證件」にかかわる文言が一言もなく、公文書としての效力をもつとは思えない。

⁵ 高村武幸「中國古代簡牘分類試論」、『木簡研究』第34號、2012年。

⁶ 第1號竹牘には、使者に隨伴する人や物についての「牒は百九十七枚」との記載も見えるから、本文197枚と小計11枚とから成る208枚の竹簡は、告地策に付隨する目録といえる。

ば「冊」ないし「卷」字を用いるのではないか。梯子形木器の形状も、編綴に適しているとは思えない。

このような疑問を解く鍵となるのは、里耶 1 號井第 9 層から出土した 9-1～9-12 の編號をもつ木牘である。12 枚はそれぞれが独立した文書であるが、内容はすべて陽陵縣から洞庭郡への貲錢殘餘の回收依頼という點で共通しており、卅五年四月乙丑（前 212 年 4 月 7 日）に洞庭郡から遷陵縣へ一括轉送されている⁷。12 枚とも正背両面に記載がなされ、簡幅に多少の出入りはあるが、規格に大きな違いは見られない。本論との関係で重要なのは、大半の木牘の書寫面に他の木牘の文字が轉寫されている現象である。邢義田が指摘する通り、この現象は井戸内で水に浸かった結果生じたものであり、木牘がひと括りになった状態で投棄されたことを意味する⁸。邢義田の觀察をもとに、より詳細に圖版を點検すると、12 枚の木牘が下記の順序で重なり合っていたことが確認できる。



イコールで結んだ箇所は轉寫關係が明確に読み取れる。9-2 の正面と 9-3 の背面の轉寫關係は不鮮明であるが、轉寫の跡は見えている。9-12 の正面がやや荒れているのは、この面が他の木牘と重なり合わず露出していた證據であろう。廢棄のためにわざわざ括るとは思えないから、木牘の重なり合いは投棄以前の、おそらくは官衙における書類保管の状態を反映しているとみてよいだろう。つとに李學勤が指摘するように、關連する木牘を重ねて括る方式は、湖北省荊州高臺 18 號漢墓の副葬簡牘にも見えている⁹。

このような編綴によらない簡牘のまとまりを指す語が、「束」だったのではあるまいか。正背両面に記載を有する木牘を、ある程度まとまった數で保管するには、冊書に編綴するよりも重ねて括る方式のほうが便利なことは確かであろう¹⁰。その場合、表題簡は當然、一番上に括り付けられたに相違ない。上記の木牘 12 枚を例にとるなら、9-6 正面か 9-12 正面のいずれかの上に位置することになる。残念ながら、どちらの面にも表題を付けた痕跡は見当たらないが、もし付いていたとするならば、前稿で例 8 として引いた

⁷ 木牘 12 枚の解釋は、里耶秦簡講讀會「里耶秦簡譯註」、『中國出土資料研究』第 8 號、2004 年、を参照のこと。近年の研究として、馬怡「秦簡所見貲錢與贖罪錢—以里耶秦簡“陽陵卒”文書爲中心—」、『簡帛』第 8 輯、2013 年、がある。

⁸ 邢義田「湖南龍山里耶 J1(8)157 和 J1(9)1-12 號秦牘の文書構成、筆迹和原档存放形式」、『治國安邦—法制、行政與軍事—』、中華書局、2011 年。

⁹ 李學勤「初讀里耶秦簡」、『文物』2003 年第 1 期、79～80 頁。高臺 18 號漢墓の副葬簡牘も謝家橋 1 號漢墓と同じく告地策であり、「七年十月丙子朔庚子」すなわち文帝前元七年十月二十五日（前 173 年 10 月 25 日）の紀年を有する。書き手を「産手」・「亭手」と表現する點も共通している（湖北省荊州博物館編著『荊州高臺秦漢墓』、科學出版社、2000 年）。

¹⁰ 表裏に記載のある木牘を何枚も冊書に綴ると、正面から背面へ読み進めることが困難になる。確實に冊書を成していたと思われる 8-755～8-759 の木牘が、書き手の署名二文字を除き、すべて片面だけに記載する形式であることは示唆的といえる。ただし、本稿前半で 8-159 を例に論じたように、両面記載の簡牘を編綴する場合が皆無というわけではない。また反對に、片面記載の簡牘を「束」にすることがあっても不思議ではない。

■史象已訊獄束十六已具匣 (8-1556)

(史の象が訊問した獄書の束(たば)十六枚、揃い)

といった類の簡であったと思われる。

ここまでの推論に従えば、里耶秦簡の表題のもうひとつの用法として、対象物に括り付けるという配置の仕方を想定できる。そのような表題簡の用法は、居延漢簡に数例見える、簿籍に付けた檢に近いというべきだろう。たとえば次の1枚は、高村分類四六型の木簡で、A33 肩水候官址から出土した。上下二か所に設けられている凹部は紐かけのための溝である(圖6)。

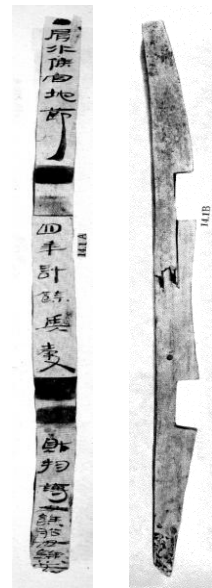


圖6 居延漢簡 14.1

●肩水候官地節◎四年計餘兵穀◎財物簿母餘脂母餘芟 (14.1)

末尾の「母餘脂母餘芟」六文字は、餘白に詰めて書き込まれており、追記であろうと思われる¹¹。このような追記の存在と出土地とから判断すれば、この檢は対象物である「計餘兵穀財物簿」を封じるとともに、保管のための「見出し」としても機能していたに違いない。

里耶秦簡の表題は、編綴された冊書の先頭または末尾に位置するものと、簿籍や文書の上に括り付けられたものとは大別される¹²。前稿の冒頭にふれた梯子形木器が後者の類型に属することは、容易に想像されるであろう。2件ある完形品を観察すると、上端と下端の形状が異なっていることに気付く。おそらくは、木 11-14 (例1) は圖の上端、木 16-38 (例2) は下端から、対象物と括った紐との間に差し込んで装着したと思われる。正面の梯子状突起は抜け落ちるのを防ぐ「かえし」であろう。それぞれの中央部に設けられた穿孔(木 11-14)と切れ込み(木 16-38)は、同じ機能を擔っていると考えられるが、抜き取られないよう紐で固定するためではないかという以上の解釋を、現在のところ思いつうことができない。いずれにしても、梯子形木器は機能・装着の方法ともに、圖Cの居延漢簡 14.1 の同類ということになる。

以上、表題簡をめぐって推論を重ねてきたが、表題を付ける行為が行政實務の一環であるということ、あらためてここで確認しておこう。表題簡の文面は、その性質上、覺書の範圍を大きく出ることがないし、第8層からの出土例だけでは數量的にも十分でない。しかし、他の簡牘と相互に照らし合わせれば、官衙における實務の一端を垣間見ることが不可能ではないと考える。次稿では、笥(はこ)に付けられた楬(付札)をも視野に入れ、仕事の間へと檢討をさらに進めていくことにする。

¹¹ 「脂」の文字は李均明の解釋に従った(『封檢題署考略』、『初學録』、蘭臺出版社、1999年、95頁)。原文は「月」+「公」に作るが、「母餘船(餘りの船は無い)」では「兵穀財物簿」の内容にそぐわないように思われる。

¹² 念のため付言するなら、後者のような表題が「束」のみに付けられたと考える必然性はない。括り付けられる対象物は、「束」を成さない1枚の木牘であっても、折り畳まれた冊書であっても構わない。